

# 平成31年度国民健康保険税納税通知書を送付します

送付時期 7月中旬発送予定

## ○所得の少ない世帯に対する軽減

国民健康保険税（以下、国保税）は、①均等割、②平等割、③所得割、④資産割に基づき課税されますが、所得が一定基準以下の世帯に対し、均等割と平等割を軽減する制度があります。

該当者は申請をしなくても軽減されますが、世帯主および世帯内の加入者（\*特定同一世帯所属者を含む）の中に未申告者などがある場合、軽減対象世帯であっても適用は受けられません。

### 《対象となる世帯》

前年の総所得金額等	軽減割合
世帯の所得が33万円以下	7割
世帯の所得が33万円＋{28万円×(加入者数＋*特定同一世帯所属者数)}以下	5割
世帯の所得が33万円＋{51万円×(加入者数＋*特定同一世帯所属者数)}以下	2割

\*特定同一世帯所属者とは、国民健康保険に加入したまま75歳を迎えることにより後期高齢者医療制度へ移行した方です。

## ○後期高齢者医療制度移行による平等割の軽減

国民健康保険の加入者が、後期高齢者医療制度へ移行したことにより、その世帯の国民健康保険加入者が1人だけとなった場合、平等割が5年間半額になり、その後、3年間は4分の1が軽減されます。（該当者は申請をしなくても軽減されますが、世帯構成が変わると対象外になる場合があります。）

## ○被用者保険加入者だった方の国保税の減免

社会保険などの加入者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者（65歳～74歳）が国民健康保険に加入した場合、申請により、国保税の減免が受けられます。

☎市民税課（国保税担当） ☎22-2209

## 介護保険料決定通知書を送付します

平成31年度介護保険料決定通知書を7月中旬に郵送します。納付すべき金額と納付方法について記載していますので、ご確認をお願いします。

## 要介護認定を受けている方へ新しい「介護保険負担割合証」を送付します

現在お使いの介護保険負担割合証は、有効期限が7月31日までとなつていきますので、8月1日から1年有効の割合証を、7月中旬に発送します。

## 低所得の介護保険施設利用者の負担軽減（負担限度額認定）について

介護保険の施設サービス・短期入所サービスを利用する場合、介護サービス費用のほか、食費と居住費（部屋代）、および日常生活費が自己負担となりますが、食費と居住費は、収入等にに応じて負担限度額が設けられています。

次の該当要件をいずれも満たす方は、申請により、通常よりも食費・居住費が安くなります。

①世帯全員が住民税非課税（夫婦の一方が施設に入所して別世帯である場合、別世帯の配偶者も非課税）  
②預貯金などの資産が、単身で一千万円以下、夫婦で二千万円以下

## 8月からの負担限度額認定の申請受付について

7月まで有効の負担限度額認定証をお持ちの方には、すでに申請書類を送らせていただきましたが、申請は8月2日（金）までにお願ひします。

### 申請に必要なもの

申請書兼同意書、利用者本人の預貯金通帳のコピーまたは通帳原本（配偶者が健在の場合のみ配偶者の分も必要です）、旧認定証、印鑑、利用者本人のマイナンバーのわかるもの、申請者の本人確認のできるもの（運転免許証など）

## 社会福祉法人などによる利用者負担の軽減制度

住民税非課税世帯の方で、世帯の収入状況などを勘案し生計が特に困難と判断される方に対し、サービスを提供する社会福祉法人などが利用者負担を軽減する制度です。申請に必要なもの

印鑑、医療保険の被保険者証、世帯全員の収入および預貯金などの金額がわかるもの（預貯金通帳など）

☎・☎高齢者介護課 ☎25-5205  
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎72-6082  
大滝 ☎55-10865  
荒川 ☎54-2116



ポテくまのテーマソング「ポテくまマーチ」発売中！

市役所総合窓口、吉田・大滝・荒川総合支所でCD1枚500円にて販売

2019年7月号 6

## 後期高齢者医療保険にご加入の方

### ○保険証が更新されます

8月1日から新しい保険証（有効期限・令和2年7月31日）に切り替わります。新保険証は、7月中に郵送します。

なお、世帯の所得状況等により、毎年8月1日で負担割合の判定をしています。窓口負担（1割または3割）は、保険証に記載の負担区分をご覧ください。

### ○後期高齢者医療保険料額決定通知書を郵送します

平成31年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中に郵送します。納付書が同封されている方は、金融機関等でお納めください。それ以外の方は受給されている年金からの天引きか、登録いただいている口座からの引き落としとなりますので確認してください。

## 国民健康保険にご加入の70歳から74歳の方へ

### ○高齢受給者証が更新されます

8月1日からお使いいただける新しい高齢受給者証を7月中に郵送します。

### ○お願い

古い保険証などは、ご自身で裁断処理するか、保険年金課、吉田・大滝・荒川総合支所の窓口または公民館へお返しください。

## 高額療養費の窓口負担が軽減されます

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、一医療機関ごとの窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

年齢・所得に応じた限度額は別表のとおりです。住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代が減額となる場合があります。手続きが遅れると減額は受けられません。速やかに手続きをお願いします。

### ○国民健康保険

①保険証②世帯主の印鑑③世帯主と認定を受ける方のマイナンバーがわかるもの④本人確認書類

### ○後期高齢者医療保険

①保険証②マイナンバーがわかるもの③本人確認書類

なお、後期高齢者医療保険の被保険者で昨年度中に認定証の交付を受けていた方は、新しい認定証を7月中に郵送します。

※ただし、昨年の所得により郵送されない場合があります。届かない方はお問い合わせください。

問 保険年金課 ☎2515201  
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎7216082  
大滝 ☎5510863  
荒川 ☎5412395

## ■70歳未満の人の自己負担限度額（月額）

区分	限度額（3回目まで）	限度額（4回目以降）	申請手続き
ア 年間所得901万円超	252,600円＋ （医療費の総額－842,000円）×1%	140,100円	必要
イ 年間所得600万円超901万円以下	167,400円＋ （医療費の総額－558,000円）×1%	93,000円	必要
ウ 年間所得210万円超600万円以下	80,100円＋ （医療費の総額－267,000円）×1%	44,400円	必要
エ 年間所得210万円以下	57,600円	44,400円	必要
オ 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	必要

※自己負担額の計算条件（70歳未満の人の場合）  
①暦月（1日～末日）ごとに計算をします。  
②同じ医療機関でも内科と歯科、外来と入院はそれぞれ別計算になります。  
③2つ以上の医療機関にかかった場合には別計算になります。  
④入院時の食事代や、差額ベッド代など保険適用外の医療行為は対象外です。

## ■70歳以上の人の自己負担限度額（月額）

区分	外来（個人単位）の限度額	外来＋入院（世帯単位）の限度額	限度額（4回目以降）	申請手続き
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円＋ （医療費の総額－842,000円）×1%		140,100円	不要
現役並みⅡ 課税所得380万円以上690万円未満	167,400円＋ （医療費の総額－558,000円）×1%		93,000円	必要
現役並みⅠ 課税所得145万円以上380万円未満	80,100円＋ （医療費の総額－267,000円）×1%		44,400円	必要
一般 課税所得145万円未満	18,000円 年間上限144,000円	57,600円	44,400円 ※入院を伴う場合のみ	不要
低所得Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	－	必要
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	－	必要

※自己負担額の計算条件（70歳以上の人の場合）  
①暦月（1日～末日）ごとに計算をします。  
②外来は個人単位でまとめ、入院を含む自己負担額は世帯単位で合算します。  
③病院・診療所、内科・歯科の区別なく合算します。  
④入院時の食事代や、差額ベッド代など保険適用外の医療行為は対象外です。